## 平成 28 年度岡山県計画に関する 事後評価

平成29年9月 岡山県 令和2年1月(追記)

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関る事業	す	
事業名	【NO.3】 【総事業費】		
	病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業 0千	-円	
事業の対象	県全体		
となる区域			
事業の実施	医療機関		
主体			
事業の期間	平成28年4月1日~令和3年3月31日		
	☑継続 / □終了		
背景にある	病床機能報告結果において、高度急性期を担う病床の割合が高くな	:0	
医療・介護ニーズ	ているため、必要な病床への転換を図る必要がある。		
	アウトカム指標:現在4,222床ある高度急性期病床から当面36	0	
	床を地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床等へ転換。(目	標	
	年度:令和2年度)		
事業の内容	地域における急性期から回復期、在宅医療に至る一連のサービスの	)総	
(当初計画)	合的な確保が課題になっているが、平成27年度病床機能報告をみると、		
	本県の場合、全国に比べ高度急性期機能を担うとする病床が多い。		
	このことは、高度急性期を脱した後の受入が逆に不足するおそれが	あ	
	るため、地域における協議を踏まえ、地域包括ケア病床や回復期リハ	、ビ	
	リテーション病床等への転換を促すこととし、転換のための施設整備	記	
	対して補助を行う。		
アウトプッ	各区域での調整会議の開催(開催回数:75回(5区域で3回/年))		
ト指標(当初			
の目標値)			
アウトプッ	平成28年度においては、県内5区域で計8回の地域医療構想調整		
ト指標(達成	議が行われ、平成29年度においては、県内5区域で計12回の地域	医	
(値)	療構想調整会議が行われた。		
	平成30年度においては、県内5地域で計20回の地域医療構想調		
	会議が行われ、病床転換に係る具体的な整備計画が定まった2医療機		
	について、地域医療構想調整会議で承認を得た。その内、現在、1病		
	が病院の建替を行い、病床削減(38 床)及び病床転換(急性期等から	, 回	
	復期 95 床)を実施中である。		

事業の有効	事業終了後1年以内のアウトカム指標:
性・効率性	観察できなかった
	<u>観察できた</u> →
	(1)事業の有効性
	(2)事業の効率性
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業名	[NO.8]	【総事業費】	
	在宅療養者に対する歯科医療推進事業	2,915 千円	
事業の対象	県全体		
となる区域			
事業の実施	県		
主体			
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日		
	□継続 / ☑終了		
背景にある	在宅等で療養する重度の障がいがあり、必要性があるり	こも関わらず歯	
医療・介護ニ	科健診・治療が受けられない者に対し、訪問による歯科健診・歯科治療・		
ーズ	歯科保健指導等が受けられる体制の整備・強化が必要。		
	アウトカム指標:在宅歯科医療に取り組む医療機関数の増加		
	(H27:409 箇所 → H30:420 箇所)		
事業の内容	①歯科搬送治療システム構築に向け、岡山大学病院スペシャルニーズ歯		
(当初計画)	科センター内に検討班を設置する。		
	②歯科搬送治療ガイドを作成し、歯科関係者のほか、教育		
	係者に配付し、かつ歯科治療における問題点や課題解決の	かための研修会	
	を開催する。		
	③有識者を交えた推進会議を開催する。	<i>⇔™ <del>ин.</del> →                                   </i>	
マウィブ	④歯科治療システムの構築に必要な情報収集のための調査研究を行う。 		
アウトプット指標(当初	研修会開催回数:1 回 		
の目標値)			
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	1971 多名所任四数,10		
(重)			
事業の有効			
性•効率性	JUNEAU TONI JUNEAU TONI AND THE PROPERTY OF TH		
,	   観察できた		
	(1) 事業の有効性		
	  ○スペシャルニーズ歯科センターを核にして要望を把握し	_、歯科治療を	
	必要とする重症児の受け入れ体制の整備が図られる。		
	○岡山大学病院、歯科医師会、障害児歯科医療センター、	施設・教育関	
	係者等で構成する推進会議を開催し、実効性のあるシスラ	テム構築が図ら	
	れ、地元の歯科医の協力も得られやすい。		
	(2)事業の効率性		

	○健常児に比べ技術的、かつ設備の面で歯科治療が難しくなることから、 予防活動などで重症化を防ぎ、治療が必要であれば重症化する前にスペシャルニーズ歯科センターにつなぐことができる。
その他	○将来的には、スペシャルニーズ歯科センター以外の歯科医療機関、病院等の協力を得て、生活圏内でワンストップ的な歯科治療、口腔の健康管理ができるよう協力歯科医ネットワークを構築する。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.15】	【総事業費】
	地域医療連携体制推進事業	19,731 千円
事業の対象	県全体	
となる区域		
事業の実施	県	
主体		
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日	
	□継続 / ☑終了	
背景にある	地域の特性に応じて、退院後の生活を支える在宅医療	その充実及び医
医療・介護二	療・介護サービス提供体制の一体的な整備が必要。	
ーズ	アウトカム指標:退院支援加算を算定している医療機関数(現状:103施	
	設→H30 年度末:115 施設)	
事業の内容	保健所・支所単位で次のとおり事業を行う。	
(当初計画)	(1) 地域医療連携推進会議の開催	
	(2)地域連携パスの作成・普及	
	(3) 医療介護連携に関する研修会	
	(4)県民への在宅医療(かかりつけ医)普及啓発事業	
	(5) その他	
アウトプッ	在宅療養支援診療所・病院数の増加	
ト指標(当初	(現状:診療所 333,病院 30→H30 年度末:診療所 352,痘	<b></b>
の目標値)		
アウトプッ	在宅療養支援診療所・病院数の増加	
ト指標(達成	(H31.4 現在 診療所 307,病院 39)	
値)	+	. LL-30.
事業の有効	事業終了後1年以内のアウトカム指標:H30.3 現在 107 	施設
性・効率性	知安全之上 IIO1 4 1 四十 111 长型	
	観察できた → H31.4.1 現在 111 施設	
	(1) 事業の有効性	
	(1) 事業の有効性 	見院後抽撮でも
	安心して療養生活を送るための体制が必要となる。	区所仮地域(も)
	女心して療養生品を送るための体制が必要となる。   地域において複数病院にまたがる入退院のルールをつ	しょくろかり 演し
	地域において後数州院によたかる八選院のルールを   携体制の構築に向けて一定の進捗がみられたが、目標の	
	- ているい。 する、体間を遅用しながりより延振が延む。 - ていく。	~ 八次印で 生物
	(2)事業の効率性	
	へと)事来の効中は   在宅医療と介護については市町村単独では医療資源や	 

	の解決が難しいことから、保健所を単位とするある程度広域的に取り 組むことで連携体制を構築するものである。また、地域の実情に応じ て、市町村と共同で取り組み、費用の効率化をはかった。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業		
事業名	[NO. 3 0]	【総事業費】	
	看護師等養成所運営費等補助事業	234,951 千円	
事業の対象	県全体		
となる区域			
事業の実施	看護師等養成所		
主体			
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日		
	□継続 / ☑終了		
背景にある	指導ガイドラインにより、看護師等養成所設置者は、常	営利を目的とし	
医療・介護ニ	ない法人であることが原則とされているため、養成所の資	重営に当たり、	
ーズ	教育内容の向上及び看護師養成力の強化を目的とした支	を援が必要とな	
	る。		
	アウトカム指標:看護職員の従事者数(常勤換算)の増加		
Liste	(H26:26, 584. 8 人→H30:27, 215 人)		
事業の内容	看護職員確保に向け、看護教育の充実を図るため、厚生労働省等の指		
(当初計画)	定を受けた看護師等養成所が看護師等の養成を行う場合に、専任教員費、		
7117	専任事務職員費等の経費に対して補助を行う。	7 7 8 1 1 1 1 2 1 1 .	
アウトプッ	支援対象施設数及びその定員数(※補助対象定員数:定員及び実人員を比		
ト指標(当初   の目標値)	較し少ない数)   H27:13施設 定員数1,969人		
の日保恒/	127.13施設 足員数1,909人   →H28目標:15施設 定員数2,449人		
アウトプッ	支援対象施設数及びその定員数(※補助対象定員数:定員別	みび宝ん昌を比	
^ /		文() 关八頁 2 九	
(値)	H 2 8 : 1 3 施設 定員数 1 , 9 9 8 人		
事業の有効	事業終了後1年以内のアウトカム指標:		
性・効率性	観察できた → H30.12.31 現在 27,215 人(常	勤換算数)	
	   (1)事業の有効性		
		事や、講師・実	
	習施設への謝金等の多額の経費が必要となりこれは、教育		
	るために不可欠なものである。本事業により、これらの-	一部を補助する	
	ことにより、養成所の安定的な運営が図られている。		
	(2)事業の効率性		
	運営費を養成所に助成して人件費等への手当を直接行う	うことは、養成	
	所にとって、運営経費の見通しが立てやすくなり、安定し	した経営に資す	
	ることとなる。		
その他			